

＜北朝鮮＞

閣僚は、朝鮮半島の平和、安全と安定の重要性を強調した。大多数の閣僚は、北朝鮮に対し、すべての関連国連安保理決議及び2005年の六者会合共同声明の下でのコミットメントに対する義務を遵守するよう求めた。この目的のため、閣僚は、平和的な形で朝鮮半島の非核化を実現するためのすべての努力に対する支援を重ねて表明した。大多数の閣僚は、すべての関連国連安保理決議を全面的に履行するとのコミットメントを再確認した。閣僚は、国際社会の人道上の懸念事項に対処する重要性を強調した。閣僚は更に、関係者間における信義と信頼の雰囲気醸成につながるような平和的な対話に取り組むすべての可能性を追求することを懇願した。

＜南シナ海＞

閣僚は、南シナ海の平和と安定を維持する重要性を強調し、南シナ海に関する六項目原則についてのASEAN声明に留意した。閣僚は、1982年の国連海洋法条約(UNCLOS)を含む普遍的に認められた国際法の原則に従い、直接関係する主権国家による友好的協議と交渉を通じ平和的に紛争を解決する重要性を強調した。閣僚は、ASEANと中国の間の、南シナ海に関する行動宣言(DOC)を、DOC履行のガイドラインを含めて、完全かつ効果的に履行し、南シナ海における行動規範(COC)のコンセンサスに基づく採択に向けて作業するとの共同コミットメントを歓迎した。この点に関し、閣僚は、ASEANと中国の間で相互信頼、信任と協力のための協議及び対話が続けられていること及び2013年5月29日にタイのバンコクにおいてDOC履行に関する第8回ASEAN・中国共同作業部会が開催されたことを評価した。閣僚は、DOC履行に関する第6回ASEAN・中国高級事務レベル会合及びDOC履行に関する第9回共同作業部会が2013年9月に中国において開催される予定であること、また、これらの会合において全ての国が行動規範に関する公式協議を行うことに勇気づけられた。閣僚は、そのような協議に支援を提供するため、賢人・専門家会合(EPEG)及び／もしくは、その他のメカニズムを設置するためのステップがとられることに留意した。